

特定天井耐震改修工事補助金

○補助対象は民間建築物のみ

○国の補助制度を活用（補助金の1/2:国、1/4:県、1/4:市町村）

【構造躯体の改修と同時に天井改修を行う場合】

事業名	特定建築物等耐震改修工事費補助金(加算措置)	
対象建築物	昭和56年5月以前に着工されたものうち、次のいずれか 【特定建築物耐震改修工事費補助金の補助対象建築物】 ① 多数の者が利用する建築物(原則として延べ床面積1,000㎡以上、かつ、3階建て以上) ② 緊急輸送道路沿道建築物 ③ 耐震診断義務化建築物	
補助率	①多数の者が利用する建築物	補助対象事業費の23%
	②緊急輸送道路沿道建築物	補助対象事業費の2/3
	③耐震診断義務化建築物のうち ・大規模建築物(災害協定等なし)	補助対象事業費の44.8%
	③耐震診断義務化建築物のうち ・大規模建築物(災害協定等あり)	補助対象事業費の2/3
	③耐震診断義務化建築物のうち ・防災拠点建築物 ・緊急輸送道路沿道建築物	補助対象事業費の11/15
補助対象事業費 (限度額) ^{※2}	【劇場等^{※1}】 ・天井の耐震改修 ・ネット等による落下防止措置	400,000円/㎡ ワイヤー工法:160,000円/㎡ その他:64,700円/㎡
	【劇場等以外】 ・天井の耐震改修(仕様規定によるもの) ・天井の耐震改修(構造計算が必要なもの) ・ネット等による落下防止措置	80,000円/㎡ 90,000円/㎡ 13,600円/㎡

※1_固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物

※2_天井の高さによる加算や、屋根面改修と併せて実施する場合の減額あり。

【天井改修のみを行う場合】

事業名	特定天井耐震改修工事費補助金	
対象建築物	平成26年3月以前に着工され、構造躯体の耐震性があり、原則として延べ床面積1,000㎡以上、かつ3階建て以上のもののうち、次のいずれか ①災害時に重要な機能を果たす建築物 ②劇場等 ^{※1}	
補助率	対象建築物のうち避難所等として地域防災計画に位置付けられた建築物	補助対象事業費の2/3
	対象建築物のうち上記以外	補助対象事業費の23%
補助対象事業費 (限度額) ^{※2}	【構造躯体の改修と同時に天井改修を行う場合】と同じ	

※1_固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物

※2_天井の高さによる加算や、屋根面改修と併せて実施する場合の減額あり。